平成２９年（フ）第４７９９号
大阪府枚方市東山２丁目44番地（１―303）
債務者　空　　晴彦
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８１６号
大阪府守口市藤田町３丁目15番２号
債務者　濵田　順子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８３０号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ２―804号
債務者　澤下　　彰
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８７９号
大阪市鶴見区浜４丁目12番10号　ラフィーネ鶴見緑地　203、前住所大阪市中央区内淡路町２丁目１番12―601号
債務者　大林　仙一
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１２号
大阪市港区築港２丁目２番27号　アビタシオン大阪港　405号
債務者　児玉　陽一
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９３８号
大阪市東淀川区菅原３丁目８番６―610号
債務者　藤井久美子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９４８号
大阪市西淀川区姫島１丁目17番５号　マンションＧＡＮＡＳ　１Ｅ号室、前住所大阪市西成区玉出西１丁目１番４―507号
債務者　黒田美千代
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７１号
大阪市北区山崎町５番10号、前住所奈良県大和高田市今里町９番13号
債務者　中山　勝也
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８７号
大阪市淀川区田川１丁目８番２号
債務者　仁木　　博
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８８号
大阪市鶴見区今津南２丁目５番10号
債務者　瀧川　敏子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９９７号
大阪市住之江区西住之江３丁目６番８号　アイコート　Ｗ棟　101
債務者　瀧　貴己子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７号
兵庫県多可郡多可町八千代区佐田111番地27　養護老人ホーム　楽久園
債務者　小林　茂男
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２５１号
香川県高松市勅使町1013番地１　ハイツコンフォートＢ101号室
債務者　品地　香織
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４４号
熊本市中央区帯山５丁目10番29号　ケアビレッジ帯山、住民票上の住所熊本市中央区帯山７丁目７番46号
債務者　尾田　照子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２９号
熊本市東区上南部２丁目５番36号　オレンジフローラⅡ103号、住民票上の住所熊本市東区上南部２丁目５番36号　メゾンダイマルⅡ103号
債務者　永野　繁幸
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８０６号
仙台市青葉区落合４丁目６番26―109号
債務者　神保美代子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係